

北九州市宿泊税のあり方について

令和5年11月

北九州市産業経済局

—目次—

はじめに

1 宿泊税導入にいたる経緯と宿泊税制度の概要

- (1) 宿泊税導入の経緯について
- (2) 「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」での議論について
- (3) 宿泊税制度の概要について

2 宿泊税の施行状況

- (1) 宿泊税についての周知活動について
- (2) 北九州市の観光の状況について
- (3) 宿泊税を活用してこれまで講じてきた観光施策について

3 今後の観光施策と宿泊税のあり方

- (1) 税率、免税点、課税免除などについて
- (2) 福岡県との役割分担について
- (3) 用途の大きな方向性について

参考資料

はじめに

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、令和2年4月1日に施行された。

その後、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大など、大きな環境変化を経験しながら、北九州市の戦略的な観光振興施策の実施に大きく貢献してきた。

北九州市宿泊税条例の附則では、条例の施行から3年を経過した場合に、条例の施行状況について検討を行うように定められていることから、北九州市では北九州市宿泊税検討会での外部有識者による意見をもとに、これまでの宿泊税の施行状況などを振り返ったうえで、今後の宿泊税のあり方について検討を加えた。

この「北九州市宿泊税のあり方について」は、その検討内容をまとめたものである。

1 宿泊税導入にいたる経緯と宿泊税制度の概要

(1) 宿泊税導入の経緯について

福岡県において、平成30年に、さらなる観光需要の増加に向けて、福岡県が果たすべき役割、取り組むべき施策、施策を推進するために必要となる財源確保策を検討するため、「福岡県観光振興財源検討会議」が設置され、同会議から県に対して、観光振興財源として宿泊税の導入が適当である旨の提言がなされた。

北九州市においても、令和元年6月に北九州市議会において、北九州市での宿泊税導入に関する決議が可決され、同時に、外部有識者による「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」において宿泊税の導入についての検討が開始された。

「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」では、先行事例の調査、宿泊事業者・旅行会社や宿泊者へのアンケート調査などを行ったうえで、課税要件や宿泊税の用途について検討が行われた。

このような経過を経て、福岡県と調整の上で、令和元年9月に、北九州市宿泊税条例案が可決・成立し、令和2年4月1日に、北九州市宿泊税条例が施行され、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税として、北九州市において宿泊税が導入された。

(2) 「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」での議論について

「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」では、

- 観光振興の現状と課題、財政状況を踏まえた上で収入を必要とする財政需要があるか
- 税以外に、より適切な手段がないか
- (宿泊税を導入した場合)目的、対象等から見て適当な税、期間であるかなどが議論され、以下の提言がなされた。

ア 北九州市の観光行政を取り巻く社会情勢や財政状況等を踏まえると、観光に関する新たな財政需要に適切に対応していくために、新たな安定的財源である宿泊税を導入することが適当である

イ 宿泊税を財源とする観光振興施策については、以下に示された「宿泊税を財源とする取組の考え方」の3点を遵守し、方向性や優先順位を明確にした上で取り組む必要がある

【宿泊税を財源とする取組の考え方】

- ① 北九州市観光振興プランに基づく施策に充当する。
- ② 今後の観光動向や、九州全体における北九州市の役割を踏まえた施策に活用する。
- ③ 既存施策への単純な充当は行わない。

ウ 税額については、福岡県との二重課税を考慮し、宿泊者の負担は200円とすることが必要である。福岡県と北九州市の割合については、福岡市の税率を念頭に置き、福岡県との協議の上で決定すべきである。

加えて、以下のことが宿泊税制度の実施・運営にあたって求められた。

ア 新たに宿泊税を創設するにあたっては、税の原則である「公平・中立・簡素」の考えなどのもと、納税者や特別徴税義務者など関係者への丁寧な説明や必要な協議を行いながら制度構築を行うこと

イ 宿泊者にとって新たな負担となる宿泊税は、その用途が明確であること、具体的にどのような事業に充当されたかを明らかにするなど、納税者に十分納得してもらった上で負担していただくことが重要であり、北九州市にはこれらの説明責任にこたえていくこと

ウ 当初3年、以後は5年毎に、社会情勢等の変化を勘案し、宿泊税について検討する必要がある、モニタリング組織の設置など、観光振興に対する取組の効果を検証することが特に重要であり、今後、必要な措置を講じること

(3) 宿泊税制度の概要について

「北九州市宿泊税に関する調査検討会議」での議論を受け、北九州市では、北九州市宿泊税条例及び同条例施行規則において、宿泊税の賦課徴収について次のように定めている。

宿泊税は、観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税であり、納税義務者は、市内の宿泊施設に宿泊する者である。

1人1泊あたり150円(市税分)の税率で課税され、福岡県が課する宿泊税がある場合は、県宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

宿泊施設の経営者を特別徴収義務者とし、その特別徴収義務者が宿泊者から宿泊税を徴収し市に申告納入する、特別徴収の仕組みを採用する。

宿泊税の特別徴収義務者は、原則として毎月末日までに前月分の宿泊税額を申告納入しなければならない。ただし、申告納入すべき宿泊税額が一定額以下であるなどの要件に該当する場合には、3ヶ月分をまとめて申告納入できる特例を設ける。

〔表1 宿泊税の概要〕

内容	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための法定外目的税
納税義務者	宿泊施設の宿泊者 (宿泊施設とは、ア 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(同条第4項に規定する下宿営業を除く。)に係る施設 イ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第4項に規定する認定事業に係る施設 ウ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る住宅
税率	1人1泊あたり200円(県税率50円を含む)
徴収方法および特別徴収義務者	特別徴収の方法による。 特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者とする。
条例の施行状況についての検討	条例の施行から3年経過後、社会経済情勢等の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加える。 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる その後においても、5年ごとに同様の検討を行う。
施行日	令和2年4月1日

2 宿泊税の施行状況

(1) 宿泊税についての周知活動について

北九州市では、宿泊税条例で、税の徴収方法は特別徴収と規定しており、宿泊者が納付すべき宿泊税は、特別徴収義務者である宿泊施設の経営者が徴収しなければならないこととされている。

そのため、宿泊税の課税開始前に、宿泊施設経営者向けの事務の手引を作成し、宿泊税の制度や事務の周知等を図るための説明会を開催することで、新税への理解と協力を得られるよう努めた。

一方、実際に宿泊税を負担する宿泊者向けには、宿泊税の概要をお知らせするためのポスターやリーフレットなどを作成し、宿泊施設に、施設内におけるポスターの掲示やリーフレットの配置などについてご協力いただいた。

なお、ポスターやリーフレットの広報物は、インバウンド向けに英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ベトナム語、アラビア語、ネパール語、タイ語の最大12言語について作成した。

また、公共交通機関を利用する観光客やビジネス客などに対し、宿泊税への理解を促進するため、下記のとおり各種交通広告による広報周知を実施した。

〔表2 掲出場所ごとの媒体種類〕

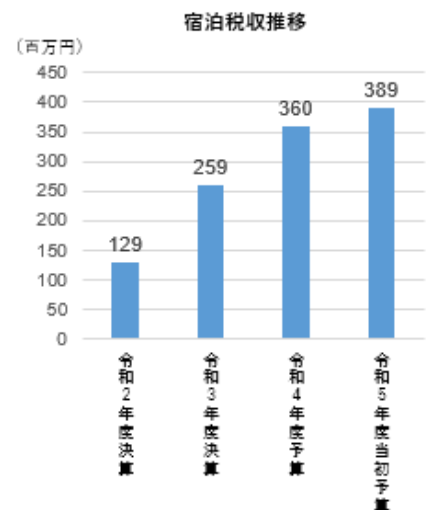
掲出場所	媒体種類
西鉄バス	車内広告、バスターシート広告、座席ステッカー設置など
JR駅舎など	・市内主要駅(小倉駅・黒崎駅・戸畑駅・門司駅・八幡駅・門司港駅)での駅貼りポスター広告 ・小倉駅 JAM 広場大型ビジョンを使用しての告知 CM の放映 ・小倉駅南口の大型広報設備を使用しての告知 CM の放映 ・折尾駅におけるデジタルサイネージ、電照看板広告
北九州モノレール	車内広告
北九州空港	空港ビル1階到着口における電照広告
市営バス	車内広告

なお、現在においても、本市で発行している市税のしおりやホームページなどの各種広報媒体を活用し、宿泊税についての周知を行っている。

(2) 北九州市の観光の状況について

【延べ宿泊者数・宿泊税収】

延べ宿泊者数、宿泊税収とも新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大幅に減少。その後、令和2年以降は回復基調にある。



出典：観光庁 宿泊旅行統計調査

(観光課にて集計)

【宿泊施設の状況】

令和4年から令和5年にかけて市内の大型ホテルが閉館したことも影響し、施設数、客室数とも若干減少したが、令和5年中に新たなホテルの開業が予定されるなどの動きもあり、市全域としては、客室数、定員数については大きな変動は無いものとする。

区分	ホテル・旅館			簡易宿所			合計		
	施設数(軒)	客室数(室)	定員(人)	施設数(軒)	客室数(室)	定員(人)	施設数(軒)	客室数(室)	定員(人)
令和2年7月	92	7,925	13,015	25	198	1,857	117	8,123	14,872
令和3年7月	97	8,236	13,580	28	226	1,928	125	8,462	15,508
令和4年7月	96	8,091	13,461	27	223	1,916	123	8,314	15,377
令和5年4月 【参考】	94	7,785	12,501	27	257	1,836	121	8,042	14,337

※北九州市が営業を許可している宿泊施設のうち、旅館業法の分類によるホテル（風俗関連営業を除く）・旅館・簡易宿所を集計。社員寮・保養所のうち一般客受入のある施設は、ホテル・旅館に含む。

(観光課にて集計)

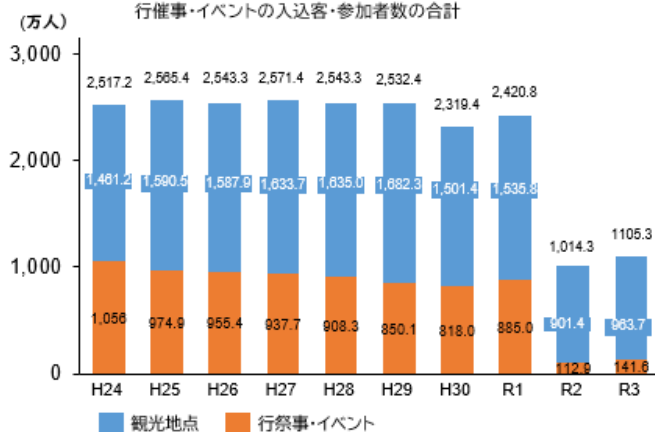
【観光客数(延べ数)、日帰り・宿泊客数(実数)】

スペースワールド閉園の影響により、平成30年に観光客数、宿泊客数とも落ち込んだものの、令和元年には回復。その後、コロナの影響により大きく減少したが、令和3年以降は若干回復基調。

延べ観光客数

図 北九州市の延べ観光客数の推移

※ 観光地点(観光客を集客する施設・拠点等)と行行事・イベントの入込客・参加者数の合計

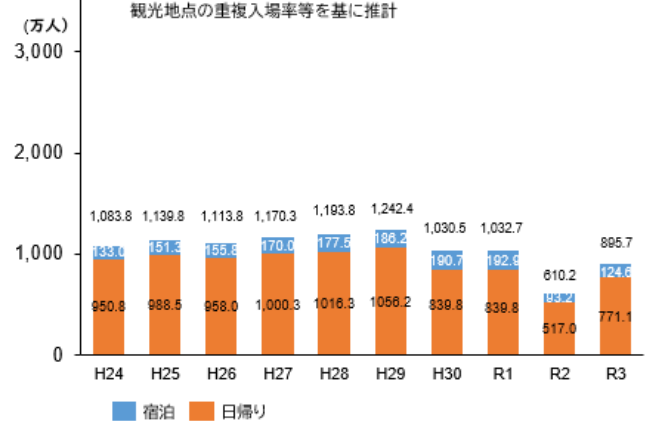


出典：北九州市観光動態調査

実観光客数

図 北九州市の実観光客数の推移

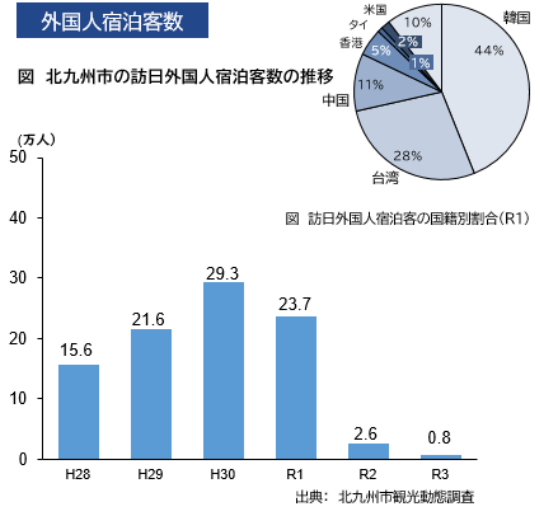
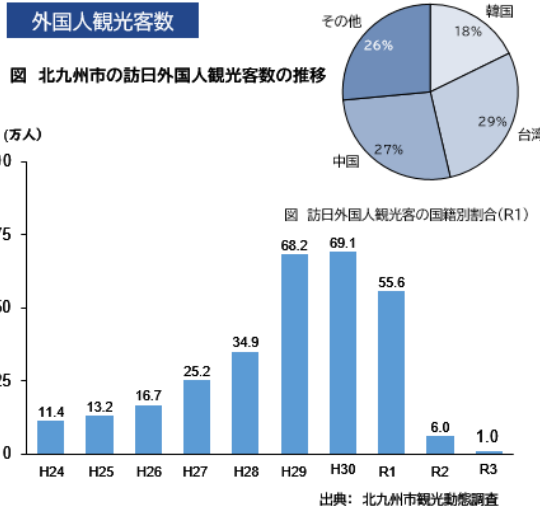
※ 観光地点と行行事・イベントの入込客・参加者数を、観光地点の重複入場率等を基に推計



出典：北九州市観光動態調査

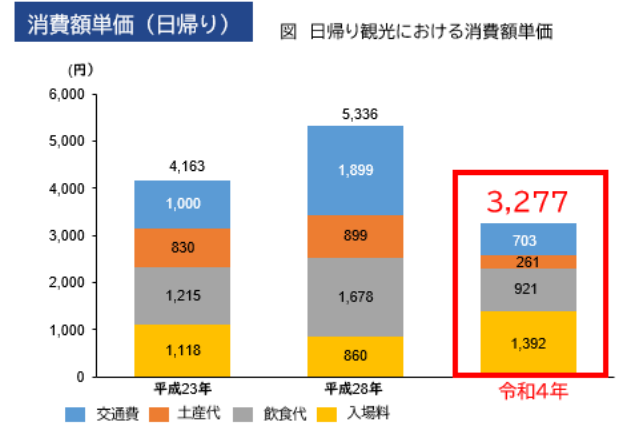
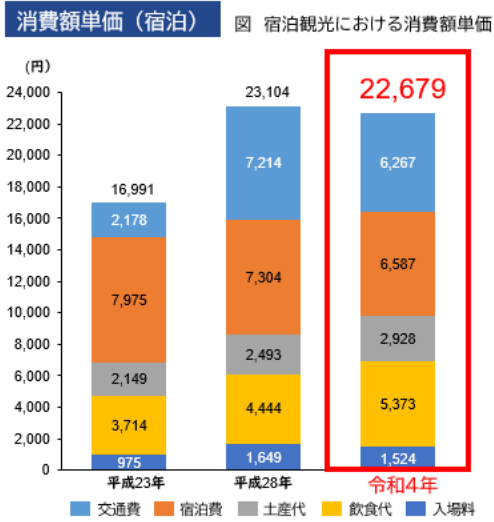
【外国人観光客数・宿泊客数】

新型コロナウイルスの影響で令和2年、令和3年ともほぼゼロに近い水準にまで大幅減少。観光客数、宿泊客とも、韓国、台湾、中国の3地域でほぼ7割近くを占めている。



【観光消費単価】

令和4年の一人当たりの観光消費単価は、宿泊で22,679円、日帰りで3,277円。宿泊については、コロナ前の水準に回復している一方で、日帰りについては、交通費、土産代、飲食代ともコロナ前の水準までは回復していない。これはマイクロツーリズムの増加により、移動距離の減少、滞在の短時間化が原因と考えられる。



出典: 北九州市観光動態調査

- (3) 宿泊税を活用してこれまで講じてきた観光施策について
【宿泊税を活用した施策】

令和2年度は、主に小倉駅観光案内所のリニューアルやテレビ番組での観光のPRなどに取り組んだ。

令和3年度は、主にコロナの影響に苦しむ宿泊・観光事業者への支援などに取り組んだ。

令和4年度は、主にコロナをきっかけに生まれた新たな事業への対応や、夜景、産業観光等の強みを活かしたプロモーションなどに取り組んだ。

	予算額 (決算額)	主な事業内容
令和2年度	275,000千円 (決算額 128,975千円)	【観光資源の発掘、磨き上げ、受入環境の整備】 ・小倉駅観光案内所のリニューアル ・メディアを活用した観光のPR ・修学旅行など団体客誘致
令和3年度	313,000千円 (決算額 258,970千円)	【コロナの影響に苦しむ宿泊事業者、旅行者等への支援、需要回復に向けた受け入れ環境整備、日本新三大夜景都市再認定に向けた取組強化】 ・OTAを活用した宿泊キャンペーン ・デジタルサイネージ設置などによる観光案内機能強化 ・夜景の景観整備やイベント・PRの強化
令和4年度	360,000千円	【コロナをきっかけとして生まれた新たな需要への対応、夜景・産業観光等強みを活かしたプロモーション、持続可能な観光に向けた観光関連施設の整備】 ・観光モデルコースの造成、モニターツアーの実施 ・八幡東田地区から市内各所へ周遊モデル事業 ・ワクチン検査パッケージを活用した宿泊・観光助成

3 今後の観光施策と宿泊税のあり方

(1) 税率、免税点、課税免除などについて

北九州市では、宿泊税を充当する観光施策の事業規模、税を負担する宿泊者にとっての分かりやすさなどを勘案し、免税点、課税免除を行わず、税率を1人1泊あたり200円(県税率を含む)の定額としている。

税の公平性の原則や、特別徴収義務者である宿泊事業者の徴収事務の負担軽減の観点および、頻繁な制度改正は宿泊者、宿泊事業者双方にとって望ましいものではないため、現時点では、免税点、課税免除のあり方も含め、現行制度を継続することとする。

ただし、制度の特性上、福岡県の宿泊税との整合性にも留意が必要であるため、福岡県において現在議論されている宿泊税に関する検討内容についても引き続き注視していく。

また、宿泊税は、宿泊者の負担に加えて、徴税事務を担う特別徴収義務者の協力のうえに成り立っている制度であるから、特別徴収者に新たな事務負担などが生じない

かなど情報収集を続け、今後も多くの関係者の理解が得られる制度として継続されるよう取り組んでいく。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

- 課税要件など税制度全体について現在大きな課題がなければ、現状のままでよいのではないか。
- 現状のままで問題や課題がないのであればこのままの制度でよい。徴収する方法が複雑になると手間がかかる。料金面も含めて現在の徴収方法がスムーズであると思われるので、現時点ではこのまま継続でよいのではないかと考える。
- 徴収者としてのホテル側の立場からすると、徴収額や徴収方法が、何回も変更になると現場も戸惑う。宿泊料金の何%とか、いくらからいくらまでは100円で、それ以上の料金を支払っている方には高額な宿泊税を負担してもらおうとか、いろんな考え方があがるが、現行制度は分かりやすい。施設側としては徴収するのであれば、分かりやすいやり方をしてほしい。税率が一律200円という金額も、妥当かなと思う。

(2) 福岡県との役割分担について

県の観光振興指針の4つの施策体系のうち、政令市内における「①受入環境の充実」および「②観光資源の魅力向上」については、基本的に両政令市が担い、福岡県は、県全体の観光の底上げに資する広域観光を推進する観点から、両政令市内においても、観光振興指針の4つの施策体系のうち「③効果的な情報発信」および「④観光振興の体制強化」を実施することと整理されている。

今後は、県が実施する「③効果的な情報発信」および「④観光振興の体制強化」はもちろん、「①受入環境の充実」および「②観光資源の魅力向上」に関しても、実務協議などを密に行うなど、情報やデータを共有しながら、事業効果を最大限発揮できるよう取り組んでいく。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

- 福岡県の収入分50円があるが、その分がどのように使われているか、データがどこかに出ているかもしれないが、明確には分からない。当然この部分は北九州市ではコントロールできない税収だと思うが、せめて北九州周辺の周遊に使うなど県に申し入れすべきではないかと考える。
- この宿泊税の制度自体は徴税方法も含めて福岡県と一体的に方向性は考えていけないといけない。

(3) 用途の大まかな方向性について

考え方1 北九州市観光振興プラン(令和5年4月改訂)に基づく施策に充てる

北九州市の観光振興に関する基本的な方向性を示す、観光振興プランに基づいた施策に充当していく。

考え方2 市内周遊、市内での消費拡大などにつながる施策に充てる

宿泊、飲食、小売など観光に関わる様々な産業の活性化、雇用拡大などを図るとともに、観光を市の基幹産業として成長させるために、産業としての付加価値向上、市内周遊促進、市内での消費拡大に資する施策に充当する。

考え方3 インバウンド対策など、増大する観光需要への対応を着実に進める

急回復しているインバウンド対策など、情勢の変化を踏まえた早急な対応や、持続可能な観光に向けた新たな視点での施策に充当する。

考え方4 既存施策の単純な充当は行わない

既存事業への単純な充当ではなく、データ分析に基づき、時代の要請にあった新規事業や既存事業の拡充に充てる。

なお、実際の実施事業は、上記の考え方を基に、観光を取り巻く状況や税収見込みを踏まえ、各年度の予算編成時に検討していくものとする。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

(用途全般について)

- 観光振興プランに基づく施策に充当するというものの方向性については、まったく異論はない。ただし、限りある財源を有効活用するためにも、メリハリを付けて、重要施策を定めて、その点は加速して重点的に取り組むなどの工夫が必要になるのではないかと。
- 税金の使い方としては非常に難しいところだが、おみやげものでも、観光コンテンツでも、これがすごいというものがあつたら、ある程度えこひいきすべきだと思う。それをどんどん伸ばす。みんなで伸ばして、名物に仕立て上げる。それが何かはこれから議論されるだろうが、そういうような広い気持ちで取組を検討してはどうかと思う。
- 観光振興策や観光客を対象にした取組が充実していくことによって、出張で来た人も、市民にとってもプラスになる。狭い意味での観光客にも、ビジネスで出張に来る人にも、あるいは市民の人でホテルを利用する人にもメリットのあり、納得のいただけ、説明がつく用途にしっかり取り組んでいくということが重要。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

(修学旅行について)

- 修学旅行生を課税の対象としている点について、地域によっては、免税対象になっているということを聞かすが、修学旅行生にもこれまで通り課税はするが、修学旅行の誘致促進策も含め、何かしら別の方法で還元するなどを検討してもいいのではないか。
- 修学旅行のコンテンツとして、SDGs など北九州市の強みも活かして、例えば、ホテルの宴会場などでSDGs 関連の講義を実施するなど、全面的にやっていきたい。その辺に公的支援などがあるとなお良いと考える。

(宿泊施設への支援について)

- 宿泊施設に限らず人手不足で、宿泊施設でもその影響で客室を 100%稼働できておらず、税収の機会損失につながっていると思うので、人手不足などの課題対応の支援を検討してもいいかなと思う。例えば雇用にかかるコストの支援や、外国人を雇う場合は住宅の支援とか、雇った方の人材育成など、そういったコストへの支援に宿泊税の一部を充てるとするのは、価値があるのではないか。
- ホテルとか旅館の中で飲食部門を抱えているところの調理人の人材不足が大きな問題になっている。特に残念なのは調理人をやめて違う職種に就くという人材が多いこと。サービス業全般でも、調理人でも、一日 1～2 時間でもいいから手伝ってもらえると助かるというところは多い。手に職をつけたということは、もともと調理人をやりたかったのだと思う。飲食をやりたい人はいる、一方で調理人が不足しているということなので、人材のマッチング的なものに宿泊税を活用する方法はないかなと思う。
- 宿泊税を活用して、宿泊施設の配管や空調などのインフラ整備の一部への支援ができれば、宿泊施設にも宿泊者にもメリットがある。
- 北九州市オリジナルの環境に配慮したホテルアメニティの作成・市内ホテルでの共有化、共同リサイクルを行う取組など、SDGs 未来都市北九州市のイメージアップに宿泊税を活用してはどうか。

(DMOへの支援、観光関連データの収集について)

- 今年、北九州に地域 DMOが誕生した。そのミッションの一つに観光関連のデータを収集してこれを会員などに自由に使ってもらおうということがある。
- この考え方は、DMOが求心力を持つために非常に重要な取組だと思うし、観光関連のデータを収集、分析することは、北九州市の観光振興全体にとっても、今後重要になってくるので、そういうところへの支援に宿泊税を使っていくとか、そういったことも検討すべきかと考える。

(観光情報の発信について)

- 一番重要なのは北九州に来ていただく人数を増やすということ。魅力の発信や訴求をしっかりと行うことが大切。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

(市内周遊の促進について)

- 一つひとつの観光コンテンツはすごく魅力があるということは間違いないので、それをつなぐということが重要。移動手段がない方もいるので、公共交通機関との組み合わせで、点在している観光施設を周遊パスなどでスタンプラリー的につなぐような仕掛けづくりが必要。その点については、以前観光振興プランにも出ていたが、地元の方と観光客がつながるといことで、周遊パスの拠点に行くと、地元の方たちが街歩きのガイドをしてくださるというような仕組みがあるといい。いきなりその土地の歴史や文化を理解するのは難しいので、周遊パスと地元の方によるガイドを組み合わせることで、北九州ならではの観光コンテンツが作れるのではないかと。

それぞれの企画をさらにまとめ上げる仕組みは、DMOでやっていただくのもよいかもかもしれない。まとめる組織なり企業なりがしっかりあって、今あるコンテンツを組み合わせることで北九州ならではの観光資源を創っていくのが、一番観光として盛り上がっていくのではないかと考える。そういったところに宿泊税を使っていくのがよいと思う。

(市内での観光消費の拡大について)

- 旅の楽しみのひとつにおみやげものがある。明太子はよく売れるが、北九州で「これを買いたい」というものがなかなかなくて、どうしても福岡のものを買われることが多い。わざわざこれを買いに北九州に来たいというものが必要なのかなと思う。例えば今だと名古屋にカフェタナカのクッキーとかをわざわざ買いに来るとい女性も多い。

産業振興となったら「特産品を使って」という発想が多いが、それはそれとして、もっと買いたいと思うようなアイデアと仕組みづくりに対して支援が必要かなと思う。

食も大切な観光資源。北九州市にはこういうものがあるよというものを作って、それをPR・プロモーションしていくことが必要。

- 北九州市に来られるお客様の中には、門司港、唐戸市場などで観光はするが、それは昼間だけでよくて、夜はやっぱり博多の方に行って屋台に行ったり、食事して帰ったりされる方が多い。北九州市は日帰りで十分、帰るときは福岡空港からたくさんおみやげを買ったり、最後のグルメを楽しんだりなど、なかなか北九州市内での宿泊につながらないということが言われてきた。宿泊する仕掛けづくりというのはとても重要なのかなと思う。
- 例えば、函館の屋台村が北九州にあったらどうなるか？ 朝市があったらどうなるか？ 朝市や屋台を体験しようと思ったら泊まらなければいけない。泊ってもらう仕掛けが必要。あと、皿倉山など、日本一の夜景をもっと活かし、宿泊を促す仕掛けを考えるべき。
- 出張者の方や、ご家族連れとか宿泊して楽しめる仕掛け、夜と朝に楽しめるイベントを作るといのは全体の税収の面も含めて、非常に重要なことではないか。

宿泊税検討会での委員からの主な意見

(インバウンド対策)

- インバウンドに対する突っ込みがほとんど見えない。福岡空港には韓国から毎日3500人から4000人来ている。北九州空港には100人。そんな状況の中であって、我々が今何を考えないといけないかと言うと、やはりインバウンドだと思う。
- 福岡市にしても大分にしても物凄い数の外国人が来ている。北九州市はそこにもう少し力を入れないといけないと非常に強く思っている。
- 次回の検討会などの機会でも別の機会にでも、観光課のほうで、「これならば発展・繁栄は間違いないぞ」と言われるような、ワクワクするような思いになるような、そういったことを考えてもらいたい。
- 現在、全国的にインバウンドがすごい勢いだが、これがあと1年したら終わるか？多分終わらない。もっと続く、もっと勢いが出る。だから我々はその目に向けなければいけない。どの国の人を狙っているのか？どの国のどんな人に来てもらいたいと思っているのか？そのためにはどうしたらいいのか？もしPRが弱いとするならば、もっと専門家を入れて、SNSなどを使って売り込むべきだと思う。

今後は、中国からも来る。そうなったときに後悔しないようにしなければいけない。

(4) 今後の宿泊税に関する検討について

観光振興プランの前半の取組期間が終了する令和7年時点や、条例の定めに基づき、5年ごとに行う条例の施行状況の検討を行う際など、今後の観光需要の回復状況や観光産業をめぐる状況、北九州市における観光振興施策も展開などを踏まえながら、外部有識者などに意見を求めるなど、必要に応じて今後も宿泊税のあり方や用途などの状況の確認・評価、見直しを行うものとする。

- 参考資料 1 北九州市宿泊税検討会について
- 参考資料 2 観光振興プラン(概要版)
- 参考資料 3 地区別観光客数の推移
- 参考資料 4 宿泊税を活用したこれまでの取組
- 参考資料 5 宿泊税を導入している他の自治体の状況
- 参考資料 6 宿泊税に関する主な周知活動